

所得税の確定申告 対象となるのはこんな人

副業している
会社員で給与以外の所得が20万円を超える人

年金をもらいながら働いている人で年金収入以外の所得が20万円を超える人

病気をした人など所得税の還付を受けたい人

フリーランスなど複数の収入があり所得税を納付する必要がある人



このような人も対象です

- ① 自営業の人（申告が必要ない場合があります）
- ② 給与の収入金額が2,000万円を超える人
- ③ 家を買った人 など

このような人は申告不要です

年金収入が400万円以下で、年金収入以外の所得金額が20万円以下の人
※市県民税の申告が必要な場合があります。右ページをチェック！
※所得税の還付を受ける場合は、確定申告をする必要があります。



確定申告をするとふるさと納税ワンストップ特例制度が無効になります
ふるさと納税をした人は、全ての寄附金控除を忘れずに申告しましょう。

所得ってなに？

「収入」から「必要経費」を引いて残った額。パートやアルバイトで得た給与は「収入」です。

所得税の

確定申告に必要なもの

- 右ページ「申告に必要なもの」のうち①②
- 通帳（本人名義の金融機関の名称・支店名・口座番号等がわかるもの）
- マイナンバーカード（署名用電子証明書・利用者証明用電子証明書のパスワードが必要です）
- 「確定申告のお知らせ」はがき
前年分の申告書(控)
収支内訳書等の控え
- スマートフォン

※申告会場では、基本的にご自身のスマートフォンで確定申告をしていただきます。



◆申告会場で住宅ローン控除に関する説明会を開催します

とき 2月12日(水)～14日(金)、9時～17時(受付は16時まで)

ところ キラメッセぬまづ市民ギャラリー

◆入場には整理券が必要です。取得方法は以下の2通りです。

①LINEを使った事前発行 ②会場での当日配付※配付状況により後日の来場をお願いすることがあります。



所得税の確定申告

沼津税務署 ☎055-922-1560

申告会場 キラメッセぬまづ 市民ギャラリー
開設期間 2月17日(月)～3月17日(月)(土・日曜日、祝・休日は除く)
開設時間 9時～17時(受付は16時まで)

◆入場には整理券が必要です。取得方法は以下の2通りです。

①LINEを使った事前発行 ②会場での当日配付※配付状況により後日の来場をお願いすることがあります。



国税庁
LINE公式アカウント



国税庁ホームページ
令和6年分確定申告

詳細はこちら

市県民税の申告 対象となるのはこんな人

年金などの課税所得がある人で確定申告の必要がない人

無職の人など収入が全くない人

障害年金 遺族年金の収入だけがある人



※令和7年1月1日現在、市内に居住している人が対象です。

このような人も対象です

- ① 市役所から申告書が送られてきた人で、確定申告をしない人
- ② 源泉徴収票の記載内容に変更・追加がある人 など

このような人は申告不要です

- ① 確定申告をした人
- ② 専業主婦(主夫)、子供(年末調整等の手続きにおいて、被扶養者となっている人)
- ③ 源泉徴収票に記載された内容に、変更や追加がない人
- ④ 所得が給与と所得だけで年末調整が済んでいる人 など

申告しないとどうなる？

所得証明書などの発行や、国民健康保険料などの算定に影響が出る可能性があります。

市県民税の

申告に必要なもの

- 源泉徴収票、収支内訳書など収入や必要経費を集計した書類
- 領収書（国民健康保険料・介護保険料・社会保険料・寄附金など）
控除証明書（生命保険料・小規模企業共済等掛金・国民年金保険料・地震保険料など）
医療費明細書（領収書では申告できません）
その他各種控除を証明できる書類
- マイナンバーカード
※マイナンバーカードを持っていない人は、通知カード（記載事項が住民票と一致しているもののみ有効）及び運転免許証等の本人確認書類をお持ちください。



◆市県民税の申告は、郵送でもできます。また、収入が0円の人は電子申告も利用できます。

詳細は、市ホームページをご覧ください。



詳細はこちら

市県民税の申告

市民税課 ☎055-934-4735

申告会場 沼津市役所 1階多目的スペース
開設期間 2月17日(月)～3月17日(月)(土・日曜日、祝・休日は除く)
開設時間 9時～17時

※上記期間は、2階市民税課窓口では申告を受け付けていません。



information

お知らせ

申告はお早めに！
市県民税と所得税の申告期間です



お問い合わせは

各電話番号へ